

此書は、海田の程に及ぶ事
可なり。海田の事一、
其の、
海田の事一、
海田の事一、

有識者也

海田の事一、
海田の事一、
海田の事一、
海田の事一、

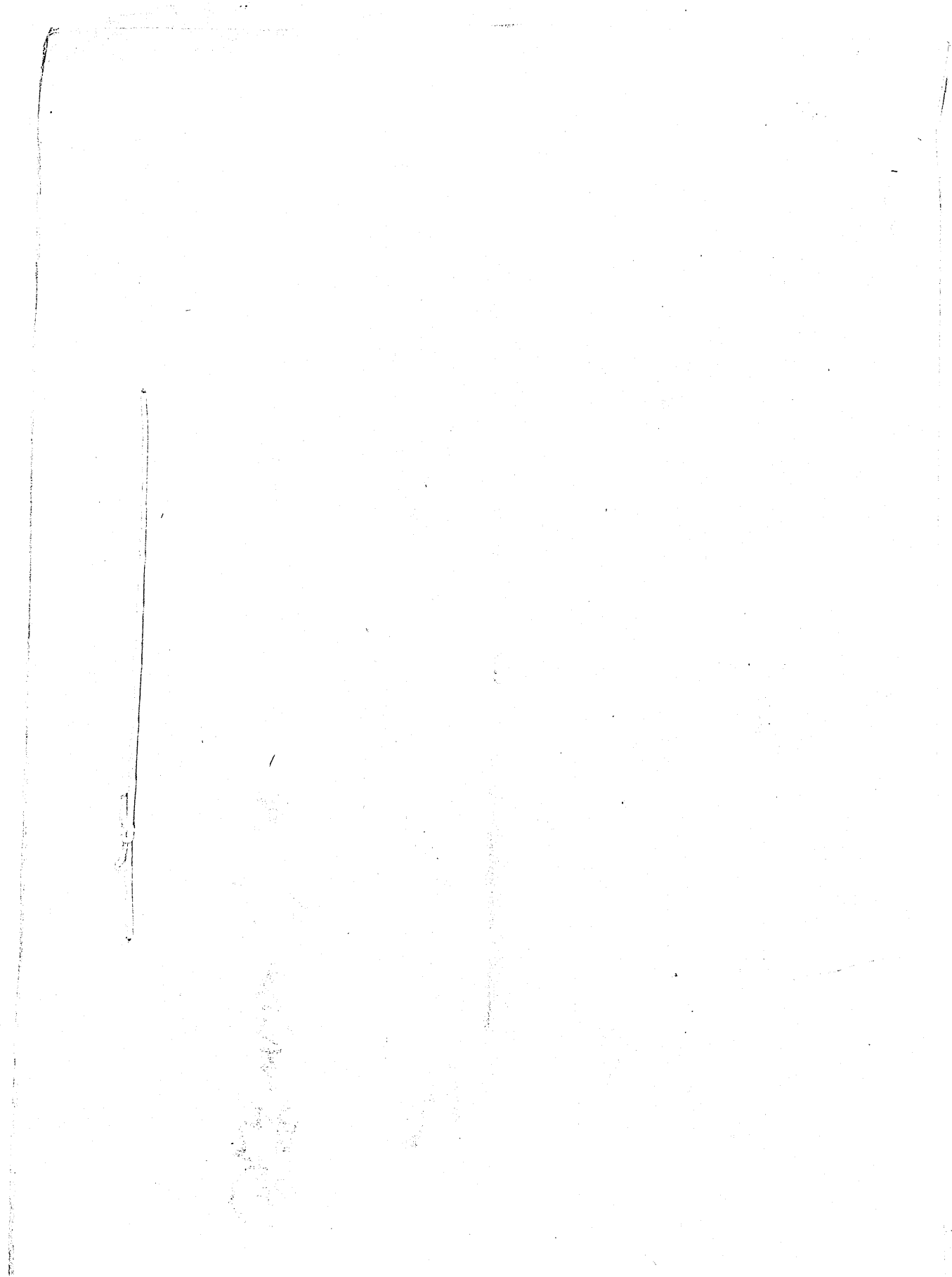
同

大村産多治

海田の事一、

同

大村産多治



親族會決議書

明治三十九年

月

日東京裁判所於テ

平成年者戸主田中四郎左衛門ニ於テ決定セラレタル
左記親族會員同年 月 日午前

時本人ノ自主ニ於テ親族會ニ用キ左ノ事項ヲ

議ニシテ後 時田會員ニ於テ

平成年者田中四郎左衛門ニ於テ今般重年者

日某橋本所式下月於世貴ヤニテ是ノ服

カントスルニ就テ其世貴ニ關シテ平成年者為

印
下
入

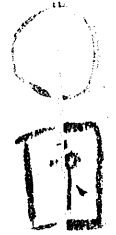


其營業之獨立を以て親族會の執行者
 意アリタキト在りて親族執行者
 田中麟の本會ニ申遊シタリ
 一 依り本會員之全員一致シテ田中常年在業門
 ハ事務服本埠ニ當リテ其事務ニ付同意ニ表シタリ

右議決書也

明治三十四年

是日付出の所五枚書也



親族會員

三井元之助



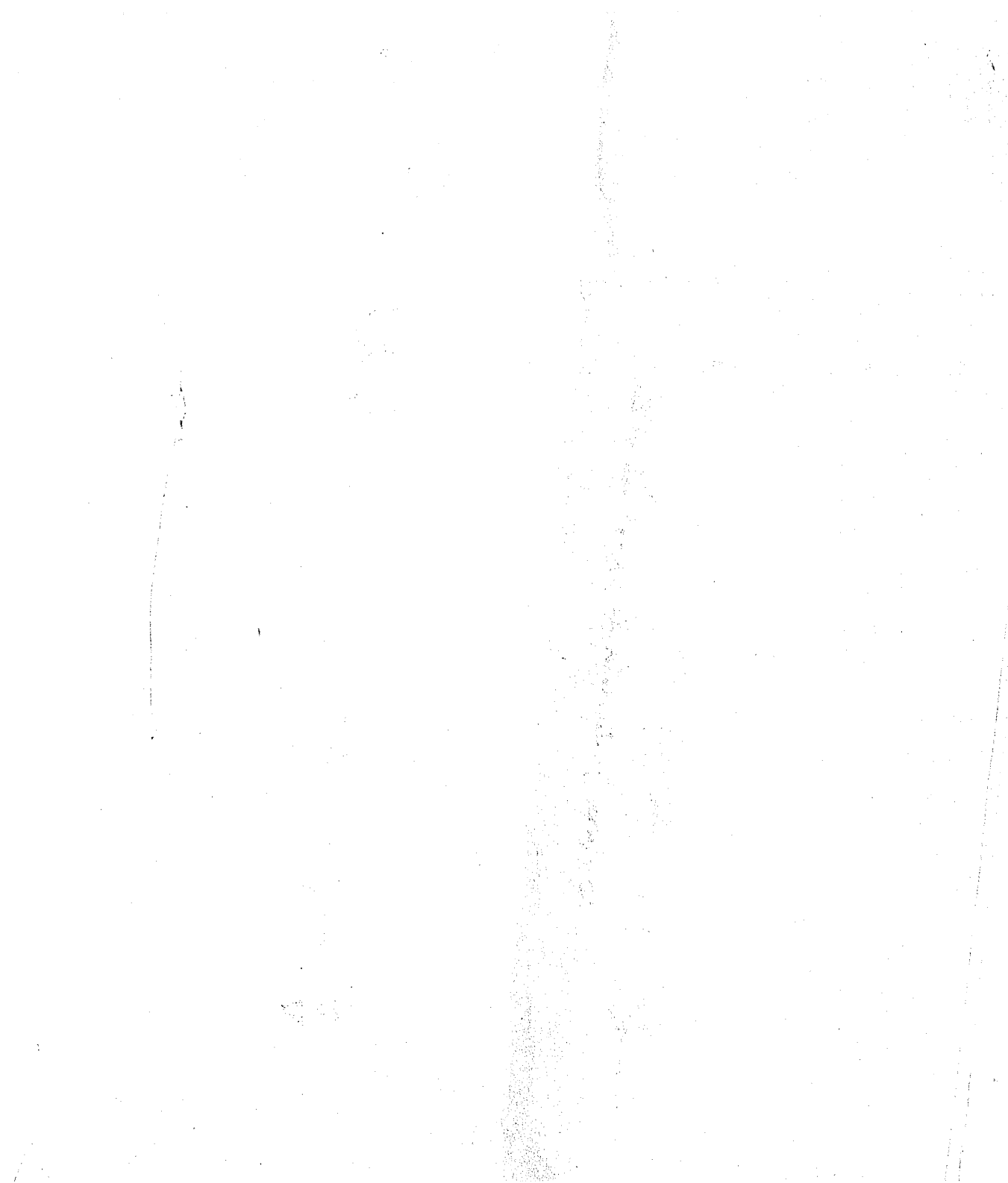
日

五井元之助印

日

日本橋区濱所子目五番地

田中三四郎



親族會決議錄

決議録

明治三拾五年六月十日午前第九時

時東京區裁判所ニ於テ未成年者

田中四郎左衛門ノタメニ決定セラレタル

親族會三井元之助大村五久大

郎田中三四郎三名ハ右未成年

年者ニ對シ親權ヲ行フ母麟ノ托

集ニ應ジ未成年者住宅ニ相會シ

左ノ件ヲ決議ス

議題

一未成年者商業上都合ニ依リ左ノ
者ヲ支配人ニ任用之件

京都市下京區鉄屋町通六角
下ル坂井町廿五番戸

藤田嘉七

但シ支配人ヲ置ク場所ハ

京都市上京區柳馬場三條

油屋町九拾四番戸

左支配人任用ノ件正当ナル理由存

スルニヨリ親族會一致同意ヲ表示ス

右之通り決議ス

本會ハ同日午前十一時ニ閉會

親族會員

東京市芝區伊四子町五拾番地

三井元之助

東京市日岸橋區通一百番地

大村慶太郎

東京市泉橋區濱町一月十五番地

田中三四郎

一未成年者商業上都合ニ依リ左ノ
者ヲ支配人ニ任用之件

京都市下京區鉄屋町通六角
下ル坂井町廿五番戸

藤田嘉七

併シ支配人ヲ置ク場所ハ

京都市上京區柳馬場三條

袖屋町九拾四番戸

左支配人任用ノ件正當ナル理由存

スルニヨリ親族會員一致同意ヲ表示ス

右之通り決議ス

本會ハ同日午前十一時ニ閉會

親族會員

東京市芝區伊四子町五拾番地

三井元之助

東京市日摩橋區通一丁目番地

大村彦太郎

東京市泉橋區濱町一丁目十五番地

田中三四郎

親族會決議錄

決議録

明治三拾五年五月十七日午前第一等
晨表東京區裁判所ニ於テ未成年者
田中四郎左衛門ノタメニ決定セラレタル
親族會三井元之助大村慶太
郎田中三四郎、三右衛門右末成
年者ニ對シ親權ヲ行フ母麟ノ招
集ニ應ジ未成年者住宅ニ相會シ
左ノ件ヲ決議ス

未成年者
決議
題

東京區裁判所

未成年者商業上都合ニ依リ左ノ
者ヲ支配人ニ任用スル件

大坂市西區江戸堀南通リ

四丁目六拾七番屋敷第貳号

山中安兵衛

但シ支配人ヲ置ク場所ハ

大坂市江戸堀南通リ

四丁目六拾四番屋敷

右支配人任用之件 正當ナル理由
存スルニヨリ親族會員一致同意ヲ表示ス

右ノ通決議ス

本會ハ同日午前十一時ニ開會

親族會員

東京市芝區伊豆町五十番地

三井元之助

東京市本橋區通百八番地

大村彦太郎

東京市本橋區濱町百五番地

田中三四郎

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

東
水
辰
年

甲 大持

明治三十一年(號)第八五〇號

決定

三井 伊田 子 五

白根 萬之 五 井 人 吉 地

大 井 吉 地

河出 萬之 五 吉 地

田 中 五 吉 地

東京區裁判所

當區裁判所ハ前記 名ヲ

白根 萬之 五 吉 地 申請ニ因リ

ノ親族會員ニ選定ス

右親族會 白根 萬之 五 吉 地

明治三十一年十月八日午 申請人

東京區裁判所

明治三十一年十月八日 判 事 大 内 信

右謄本也

東京區裁判所

明治三十一年十月八日 裁判所書記

山内 信

金五錢
金五錢
金五錢

能書目録

中日書

南無妙法蓮華經

法華經

法華經

法華經

法華經

法華經

法華經

法華經

法華經

法華經

法華經

法華經

東郷 平八郎

おれが、俄に、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

おれは、おれは、おれは、おれは、

有德游之彼也其功其

一之既之其也一之其也

集之規之也其也人初年

河親族會之彼也其功其

俗之也其也其也其也

其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也